

○ 追手門学院大学科目等履修生に関する規則

1994年 6 月20日

制定

第 1 条 この規則は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第47条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

第 2 条 科目等履修生に関しては、学則又は大学院学則によるほか、この規則による。

第 3 条 科目等履修生の入学は、当該学部又は研究科において授業上支障のない場合に限り、選考の上、これを許可する。

第 4 条 科目等履修生の入学の時期は、各学期の始めとする。

第 5 条 学部の科目等履修生を出願できる者は、学則第29条に規定する資格を有する者とする。又、大学院の科目等履修生を出願できる者は、大学院学則第19条に規定する資格を有する者とする。

2 教員免許状その他の法令に定める資格を取得することを目的とする者は、本学卒業生又は本学大学院修了生で、そのために必要な基礎資格を有する者とする。なお「教育実習 1」、「教育実習 2」、「教育実習事前・事後指導」、「教職実践演習（中・高）」、「博物館実習」を履修できる者は、当該年度において資格取得見込みの者に限る。

第 6 条 科目等履修生を出願する者は、所定の願書に、履歴書、科目等履修生履修計画書、最終出身学校の卒業（見込み）証明書、成績証明書、健康調査質問票、写真及び所定の審査料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

第 7 条 履修を許可された者は、指定の期日までに学則第53条第 2 項に定める履修料の履修科目分全額を納付しなければならない。

2 前項の履修料を指定の期日までに納付しない者は、入学の許可を取り消す。

第 8 条 科目等履修生の履修期間は、1 年以内とする。

2 期間を超えて引き続き履修を希望する場合は、あらためて本規則第 6 条に定める手続を経て願出でなければならない。

3 前項により履修を継続する場合、及び本学卒業生は、審査料を免除する。

第 9 条 科目等履修生が履修できる科目は講義科目とし、外国語、体育実技、実験、実習及び演習等定員を定めている科目の履修については、原則として認めない。

2 科目等履修生が当該年度に履修できる単位数は、学部については各学期16単位以内、大学院については年間10単位以内とする。

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができ、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 合格した授業科目については、科目等履修生の願い出により、単位修得証明書を交付する。

第11条 科目等履修生には、科目等履修生としての学生証を交付する。

第12条 高大連携による特別受講生を科目等履修生として受け入れる場合は、本規則の定めにかかわらず、高大連携高等学校との協定書、覚書、申し合わせ等のおりとする。

第13条 この規則の改廃は、教務主事会の意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2014年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。